

## 第 101 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 4 年 3 月 17 日（木） 15 : 15~15 : 55

場所 県庁本館 21 階特別会議室

### 議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

### 議題 2 「本県における今後の対応について」

#### 本部長発言

本県においては、1 月 21 日から 3 月 21 日までの間、まん延防止等重点措置の適用を受けているが、本日、国の基本的対処方針分科会での意見を踏まえ、政府対策本部会議において、重点措置が適用されている、本県を含む全ての都道府県において、3 月 21 日をもって重点措置が終了する決定がされることとなっている。

県民の皆さま、事業者の皆さまには長きにわたり、感染拡大の防止に向けた各種対策にご理解、ご協力いただいていることに対し、心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療にあたられている医療従事者の皆さまにも、改めて、心より厚く御礼申し上げます。

（重点措置終了の考え方等）

本県における現下の感染状況については、新規感染者数は、医療機関における 2 件の大規模クラスターなども含め、ほぼ横ばいで推移しており、オミクロン株の感染力の強さもあり、昨夏の第 5 波のような急激な減少とはなっておらず、他県と同様、本県においても増減を繰り返している。

全国的に、総数としての新規感染者数は概ね減少傾向が続いており、特に大都市圏や近県なども減少、横ばいのように見えることから、移動に伴う感染リスクは、今後、低減していくものと考えている。

また、医療提供体制について、確保病床使用率は、2 月中旬の感染者数が多かった時期において、2 月 15 日、16 日の 2 日間のみ 50%を超えたが、それ以降は減少し、40%を超える時もあったが、概ね 30%台で安定的に推移している。

重症確保病床使用率についても 30%を超えることはなく、概ね 20%台で安定的に推移しており、県内の医療機関において、ひっ迫度合が進む状況にはないものと考えている。

宿泊療養施設の状況については、1 月 21 日に最多となる 193 人の利用があったが、現時点では 149 人と減少傾向であり、4 棟 474 室のうち、空室は 231 室となるなど、療養が必要な方が入室できる状況にある。

自宅療養者は、2 月 25 日に最多の 1,966 人となり、こちらは現時点において、1,909 人とわずかに減少している状況ではあるが、医療機関等の協力により、健康確認が適切に行われており、また、臨時の医療施設についても 2 月 28 日に開設し、現時点で、まだ利用されている方はいないが、必要とされる患者の方に対して、対応が可能となっている。

こうしたことから、現状の新規感染者数における医療提供体制は十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができてきている状況にあると考え、国が新たに示した「新規感染者数が微増の傾向か高止まりしていても、病床使用率や医療への負荷が低くなっていくことが見込まれるときは解除可能」とする考え方などを総合的に勘案し、昨日 16 日、重点措置の解除を国に要請した。

これにより、21 日をもって重点措置は終了となるが、クラスターが発生している高齢者施設等、児童福祉施設等、医療機関、事業所などにおいて、これまで以上に必要な感染防止対策を講じること、感染経路として目立つ家庭内や職場における感染防止対策の徹底の呼びかけを強化すること、また、ワクチンの追加接種を促進することなどの対策を行い、感染の連鎖を断ち切り、感染リスクを引き下げ、医療への負荷を軽減していきたいと考えている。

また、これから年度末・年度初めを迎え、進学や就職、転勤などで人々の移動や会食の機会も多くなることから、引き続き、警戒を維持して、再び感染が拡大しないよう、3月 22 日（火）から 4 月 10 日（日）までの間、改めて、県民の皆さま、事業者の皆さまには、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしたい。

#### （感染拡大防止対策期の対応）

現在の県の対策期である「感染拡大防止対策期」については、4 月 10 日まで延長する。

**資料 2-2**に記載のとおり、県民の皆さまには、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛していただくことや、会食や飲み会をする際には、2 時間以内とし、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気や三密回避を徹底していただくことなど、感染拡大防止のための行動を強く意識して実践していただくよう、引き続き、特措法第 24 条第 9 項に基づき協力を要請する。

事業者の皆さまにも、業種別ガイドライン等の遵守や在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人と人との接触を低減する取組みなど、こちらも引き続き、特措法第 24 条第 9 項に基づき協力を要請する。

#### （イベント等の開催に係る留意事項）

**資料 2-3**のとおり、重点措置の終了に伴い、上限人数が緩和されるが、イベントの開催にあたっては、引き続き、感染防止策などを記載したチェックリスト等を作成し、規模要件等に沿って開催していただくようお願いする。

#### （クラスター防止対策）

**資料 2-4**のとおり、本県においては、児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などにおけるクラスターの発生が、新規感染者数の発生を高止まりさせている一つの要因となっていることから、重点措置終了後も引き続き、クラスター対策を進めていく。

児童福祉施設等、高齢者施設等については、これまでの継続的な取組みとして、

- ・感染が疑われる場合は、抗原検査キットによる検査を実施
- ・施設管理者に感染防止のためのチェックリストを配布
- ・体調不良の職員を働かせないことなど注意喚起のチラシを配布
- ・利用者のご家族にチラシを配布し、感染防止対策の協力を呼びかけ

を行うとともに、新たに、

- ・WEB等を活用した感染防止対策研修の実施
- ・感染対策の強化を希望する施設への個別指導の実施（現地あるいはWEB）
- ・放課後児童クラブの利用施設拡大の協力依頼

を行う。

また、医療機関においても、大規模クラスターが発生したことなどを受け、スタッフを対象とした感染防止対応のWEB研修を実施する。

このような対策の強化により、クラスターの発生を防ぎ、感染の連鎖を断ち切りたいと考えているので、各施設の関係者の皆さま、また、施設を利用されているご家族の皆さまには、ぜひこの点についてご理解、ご協力をお願いします。

#### （感染予防対策）

PCR等無料検査の延長については、[資料2-5](#)のとおり、感染に不安を感じる県民の皆さまを対象とする無料検査については、オミクロン株の市中感染疑いが発生した翌日の昨年12月30日に、本県独自の取組みとして国の基準より先行して開始し、年明け以降も実施を続け、今月13日までに、延べ26,398回の検査を行い、陽性者を512名確認している。

検査実施期間については、現在、今月末までとしているが、現在の状況に鑑み、県民の皆さまの不安をできるだけ解消し、感染者の早期発見につなげるため、来月末まで延長する方向で国と協議を行っている。

ワクチン追加接種の促進については、[資料2-6](#)のとおり、本県の追加接種の状況は、ワクチン接種記録システム（VRS）によると、3回目接種の接種率が昨日3月16日時点で県人口全体の29.3%（全国平均32.5%）となっており、全国平均よりもやや低い接種率となっている。

県広域集団接種センターにおける追加接種については、3月12日、13日の2日間、県庁21階において延べ708人の方に接種したが、来週22日からは、四国電力にご協力いただき、高松市屋島西町の四国電力体育館において、4月11日まで広域接種を実施する。

接種対象は、接種券をお持ちで、2回目接種から6か月以上経過した18歳以上の県民の方全てであり、専用WEBサイトで予約を受け付けている。

できるだけ多くの方に、さらに接種いただきたいと考えており、来週22日からの接種については、特に予約が込み合っている金曜日、土曜日以外は、接種券をお持ちであれば、予約なしでも接種できることとした。

また、3月から広域接種を開始しており、体制の整った市町から、住所地以外でも接種が可能となっているので、希望される方は、ぜひ早めに予約、接種をお願いしたい。

#### （重点措置の対応状況）

[資料2-7](#)のとおり、飲食店への営業時間短縮等の要請を踏まえた巡回の実施状況は、1月21日から3月15日までの巡回店舗数として、昼間の感染対策の実施状況の確認が3,859店舗、夜間の時短営業の実施状況の把握が13,290店舗となっている。

時短要請に応じていないと見られる飲食店への対応について、実地調査により営業実態の確認を行った店舗数は3月15日現在で75店舗、文書による命令を行った店舗数は27店舗、うち現在、店名を公表している店舗数は20店舗となっている。

飲食店の営業時間短縮協力金コールセンターへの問い合わせについては、1月21日以降、3,400件あった。

人流のデータについては、飲食店の時短が開始された1月21日以降、特に夜間の歓楽街の人出について顕著な減少傾向が見られ、人と人とが接触する機会が減少しているものと考えられる。

(県民の皆さまへのお願い)

最後に、年度末・年度初めを迎えるにあたり、県民の皆さまにメッセージをお伝えしたい。

年初から全国的に、感染力が非常に強いオミクロン株が急速に浸透し、本県においても感染が急拡大し、医療提供体制への影響が懸念されたため、1月21日から3月21日までの間、まん延防止等重点措置が適用され、現在、県下全域を措置区域として感染防止対策の強化を図っているところである。

現下の感染状況について、新規感染者数は400人を超える日があり、特に高松市内の感染者が6割前後で推移し、次に中讃地域が約3割を占めるなどしているが、県全体の新規感染者数の推移は、ほぼ横ばいの状況にある。

一方、オミクロン株の特徴として、30歳代までの若い世代の感染者が約6割と多く、症状もほとんどの方が無症状、軽症であり、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率や重症確保病床使用率が、50%を下回って安定的に推移していることから、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができているものと考えている。

重点措置については、本日開催される政府対策本部において、3月21日をもって終了することが決定されることとなっており、改めて、県民の皆さま、事業者の皆さまには長きにわたり、感染拡大の防止に向けた各種対策にご理解、ご協力いただいていることに対し、心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療にあたられている医療従事者の皆さまにも、厚く御礼申し上げます。

しかしながら、依然として児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などにおいて、クラスターが発生している状況にあることから、重点措置の終了後も、こうした施設などにおいて、これまで以上に必要な対策を講じ、感染の連鎖を断ち切り、特に重症化リスクの高いご高齢の方や、基礎疾患のある方の重症化を抑え、医療への負荷を軽減していきたいと考えている。

また、本県の対策期については、現行の「感染拡大防止対策期」を4月10日まで継続することとするが、これから年度末・年度初めを迎えるにあたり、進学や就職、転勤などによる人々の移動が増え、歓送迎会や謝恩会などによる会食の機会が増えてくることが想定されるので、改めて、県民の皆さま、事業者の皆さまには、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしたい。

年度末・年度初めを迎えるにあたってのお願いとして、歓送迎会、謝恩会、お花見、卒業旅行などの恒例行事は、特に次のとおり注意をお願いする。

基本的な感染対策を徹底した上で、

- ・会食は同一グループ同一テーブル4人以内、2時間以内で
- ・会話をしている際は、不織布マスクを着用して
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えて
- ・他県の方など、普段顔を合わせない方との会食は控えて
- ・発熱やのどの違和感など普段と少しでも違う症状がある場合は参加を控えて
- ・混雑した場所、感染リスクが高い場所を避けて

といったことを願います。

また、進学・就職・転勤などで移動する方へ

- ・慣れない移動先では、感染リスクが高い行動は控えて
- ・挨拶回りは、オンラインなどを活用

を願います。

職場における感染対策の徹底については、

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得、時差出勤、自転車通勤、昼休みの時差取得など、人と人との接触を低減
- ・休憩室、更衣室、喫煙所など「居場所の切り替わり」に注意
- ・従業員の体調管理（検温や有症状者の出勤抑制等）の徹底
- ・出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用
- ・食堂や社員寮などの集団生活の場での感染対策の徹底
- ・高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクのある方、妊娠している方、同居家族にそうした方がいる方への在宅勤務（テレワーク）や時差出勤など、感染予防のための配慮
- ・感染者や濃厚接触者の多数発生に備えたBCPの作成・点検

を願います。

この他にも、県民の皆さまには、大切なご家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「不織布マスクの着用」をはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特に、オミクロン株の特徴を踏まえ、家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いの徹底などを願います。

また、重症化リスクの高い高齢の方や基礎疾患のある方については、いつも会う人と少人数で会うなど、感染リスクを減らす取組みを願います。

児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも、春休みに向けて、引き続き、感染対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、ワクチンの追加接種（3回目）について、武田／モデルナ社ワクチンは供給も多く、ファイザー社と同様に、発症や重症化を予防する効果が確認されているので、希望される方は早めに予約、接種をお願いいたします。

各市町においても、各種媒体を活用した広報の強化など、追加接種の速やかな完了に向けた取り組みを、引き続きお願いする。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではない。

また、ワクチン接種は、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはならない。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただくようあわせてお願いする。

一日も早く日常生活や経済社会活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康、暮らしを守れるよう、引き続き全力で取り組んでいくので、ご理解、ご協力をお願いする。

### **議題3「その他」**

#### **教育長から資料に沿って説明**

(学校における対応について)

#### **本部長発言**

21日をもってまん延防止等重点措置は終了するが、引き続き、県民の皆さまの安全・安心の確保を図るため、各部局は連携して対応にあたっていただきたい。